75歳以上の方のみの世帯に消防職員が訪問します

高齢の方に安全に安心して暮らしていただくため消防職員が住 宅を訪問し、防火についてアドバイスを行います。

問予防査察課(☎238-6005 FAX228-8161)

高齢の方の暮らしの安全を守る防火訪問

住宅火災の死者のうち、高齢の方の占める割合が 高いことから、住宅火災と住宅における救急事故 防止のため、実施しています。

期間 6月~来年3月



機器の販売や費用 を請求することは ありません。 不審な業者の訪問 にご注意ください。

詳しくは

こちら↓







住宅火災をなくすためのポイント







住宅用火災警報 器を設置する



こんろの近くに 可燃物は置かな



たばこの火は完 全に消火する

身近な危険物 正しい知識で安全に使用しましょう

家庭にはさまざまな危険物があります。火気に近付けたり、取り扱いを 誤ったりすると火災の原因になる場合があります。

危険物に対する知識を持ち、適切に取り扱いましょう。

問危険物保安課(☎238-6006 FAX228-8161)

危険物とは、火災発生・拡大の危険性が大きいも ので、身近なものでは、ガスボンベやスプレー缶、 灯油、油性塗料などがあります。

家庭内で危険物の事故を防ぐポイント



不必要な火気は使わない



定期的に換気する



子どもの手の 届かないところに置く



高温になるところには

危険物事故の対策動画 YouTube で公開

動画(QRコード)をご覧いただき、危険物 事故の対策を確認してください。



動画は こちら↓

飼えなくなった犬猫はどうなるの? 不幸な犬猫をゼロに



日本全国で収容された犬猫の多くは返還・譲渡されています。 市では収容した犬猫について、愛情と責任を持って最期まで 飼うことができる方へ譲渡しています。

間動物指導センター

(\$\frac{1}{228}\$-0168 \quad \text{FAX228-8156}



犬猫を譲渡しています(書類・面談審査あり)

電子申請か窓口で飼育希望の申請をしてく ださい。

後日、希望に合う犬猫を紹介します。 ※譲渡会は行っていません。

詳しくは こちら→

犬猫を捨てることは犯罪です 最期まで責任を持って飼いましょう

犬猫を手放す事情はさまざまです。しかし、飼う前によく考えていれば、 犬猫が不幸な生活を送り、手放されることはありません。

今飼っている方は、「最期まで飼う」「どうしても飼えない場合は自分で 新しい飼い主を見つける」などしましょう。

飼い始める前に よく考えてほしいこと

- ペットを飼ってもいい住まいですか?
- ライフスタイルに合った種類や大きさですか?
- ペットにかかる費用を維持できますか?
- 毎日の世話に時間をかけられますか?

- 寿命を迎えるまで飼い続けることができますか?
- 家族全員の同意は得られていますか?
- ●近隣に迷惑をかけないように配慮できますか?
- 安全で快適な飼育環境を用意できますか?